

入札公告

次のとおり条件付一般競争入札を実施するので、公告します。

令和8年4月23日

山陽鶴酒造株式会社 代表取締役 本永 祐子

1 入札に付する事項

- (1) 工事の名称 登録有形文化財(建造物)山陽鶴酒造黒松二号蔵美観向上整備工事
- (2) 工事の内容 仕様書による
- (3) 工事の期間 契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで
- (4) 工事の場所 登録有形文化財(建造物)山陽鶴酒造黒松二号蔵(広島県東広島市西条岡町6番9号)
- (5) 予定価格 5,774,000円(消費税及び地方消費税相当額を除く。)
- (6) 最低制限価格 無
- (7) 入札方式 条件付一般競争入札
- (8) 入札区分 書面入札
- (9) 入札保証金 免除

競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

(1) 共通

本競争入札に参加する者は次のいずれにも該当しないこと

- ア 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者
- エ 会社更生法(平成14年法律第154号)の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていない者
- オ 民事再生法(平成11年法律第225号)の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていない者
- カ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しないもの又は対象案件の開札日前6か月以内に手形小切手の不渡りを出した者
- キ 対象案件に係る公告の日から入札の日までの間のいずれかの日において、広島県又は東広島市の指名除外措置を受けている者
- ク 対象案件に係る公告の日から入札の日までの間のいずれかの日において、建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項又は第5項の規定による営業停止処分を受けている者

(2) 建設業の許可

建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による、建築工事業又は本工事の施工内容に対応する建設業の許可を受けている者であること。

(3) 実績

直近10年間で広島県内に所在する指定等文化財建造物の工事施工の実績がある者

(4) 営業所所在地等

本店、支店、又は営業所を広島県内に有する者

(5) 主任技術者の配置

落札者は契約後、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条に規定する主任技術者を配置しなければならない。

なお、当該技術者は、配置時点で直接的かつ恒常的な雇用関係（所属する会社との間に第三者の介入する余地の無い雇用関係に関する一定の権利義務関係が開札日前までに存在する雇用関係であること）にある者とする。また、途中交代についても、死亡、疾病、又は退職等、やむを得ない場合を除き原則認めないものとする。

3 入札参加手続き及び入札図書の入手

- (1) 本入札への参加を希望する者は、令和8年4月27日（月）までに、所定の入札参加申込書を電子メール、ファクシミリ、郵便、信書便又は持参により、山陽鶴酒造株式会社（東広島市西条岡町6番9号）まで提出すること。入札参加申込書は本ホームページ及び山陽鶴酒造株式会社事務所にて配布する。
- (2) 入札図書（仕様書、図面類）は上記入札参加申込書の提出期限後、参加申込者に対し、山陽鶴酒造株式会社店舗において営業時間内に手交により配布する。

4 事前の現地確認

- (1) 入札に当たり、現地の確認を希望する者は、入札参加申込書内の所定の欄に明記すること。
- (2) 現地確認は令和8年4月28日（火）の13時00分から17時00分に行う。
山陽鶴酒造店舗入口（東広島市西条岡町6番9号）に参集すること。

5 仕様書の質問・回答

- (1) 所定の様式を令和8年4月30日（木）までに、電子メール、ファクシミリ、郵便、信書便又は持参により、山陽鶴酒造株式会社（東広島市西条岡町6番9号）まで提出すること。
- (2) 令和8年5月1日（金）に、電子メールまたはファクシミリにて参加申込者へ一斉に回答する。

6 入札期間・場所

- (1) 日時：令和8年5月2日（土）9時00分から5月7日（木）16時00分まで
- (2) 場所：山陽鶴酒造株式会社（東広島市西条岡町6番9号）
- (3) 入札方法：入札書及び任意様式の積算内訳書を、開札日及び入札書在中を明記した郵便用封筒に封詰めし、郵便、信書便又は持参により提出する。

7 開札日時・場所

- (1) 日時：令和8年5月7日（木）17時00分
- (2) 場所：山陽鶴酒造株式会社事務所（東広島市西条岡町6番9号）

8 資格要件資料の提出及び相手方の決定

- (1) 提出のあった入札書のうち、予定価格の範囲内で最低価格を提示した者を落札候補者とする。
- (2) 最低価格者が2者以上になった場合には、落札者の決定を保留した上で、当該入札者に連絡を取り、別に指定する日時及び場所において、くじにより落札候補者の順位を決定する。
- (3) 落札候補者となった者は、資格要件のうち実績及び建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による許可に関する確認資料を持参等により提出しなければならない。提出資料を確認し、適当と判断した者を契約の相手方として決定する。
 - ア 提出書類：該当する実績を証明する書類の写し等や、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による許可に関する書類の写し等
 - イ 提出部数：1部とする。なお、提出した資格要件確認資料は、返却しない。
 - ウ 提出期限：令和8年5月8日（金）16時00分
なお、提出期限までに提出できない場合は、その者のした入札を無効とし、次点の者を落札候補者とする。
 - エ 提出先：山陽鶴酒造株式会社（東広島市西条岡町6番9号）
 - オ その他入札参加者は、資格要件確認資料を指定された提出期限までに提出できるよう事前に準備しておくこと。資格要件確認資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 請負契約書の作成：要

9 入札に係る注意事項

- (1) 同一の案件について2通以上の入札書を提出したときは、同一人が2通以上なした入札として、いずれも無効とする。
- (2) 上記(1)において、開札後に郵便等による入札書が到着したときは、当該者の落札候補者決定及び落札決定を取り消すものとする。
- (3) 期日までに到着しなかった入札書は、その理由（自然災害や配送中の事故等）を問わず無効とする。
- (4) 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認めるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (5) 落札価格は、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。入札書には、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望価格の110分の100に相当する額を記載すること。
- (6) 再度の入札は、2回を限度として行う。再度の入札を実施する場合は連絡する。
- (7) 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - ア 入札参加資格を有しない者のした入札
 - イ 記名押印のない入札
 - ウ 入札金額の記載が不明確な入札又は金額を訂正した入札
 - エ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - オ 明らかに連合によると認められる入札又は入札に際し不正の行為があったと認められる入札
 - カ 同一事項の入札について、同一人が2通以上なした入札
 - キ 再度入札に当たり、直前の入札の最低価格以上の金額を記載した入札

ク その他入札に関する条件に違反した入札

10 問い合わせ先

〒739 - 0016

広島県東広島市西条岡町6番9号

山陽鶴酒造株式会社

担当：本永修一郎

電話：082 - 423 - 2055 FAX：082 - 422 - 7933